

小平市高齢者保健福祉計画 小平市介護保険事業計画 (平成24年度～26年度)

概

要

版



住み慣れた小平で、いきいきと
笑顔で暮らせる地域社会を目指して

平成24年3月

小 平 市

市長あいさつ

平成21年に策定した小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画（平成21年度～23年度）が終了することから、高齢者を取り巻く近年の環境の変化等を踏まえて、平成24年度から平成26年度の3年間を期間とする新たな計画を、今回策定しました。

本計画では重点施策として、「権利擁護システムとサービスの質の向上」「見守り体制の充実」「地域支援事業」の3つを掲げ、その中心的役割を担う地域包括支援センターの機能を強化するため、新たに基幹型地域包括支援センターを設置することとしております。

また、この計画の円滑な推進を図るため、市民の皆様をはじめ、保健・医療・福祉の関係機関・団体や、NPO・ボランティアサークル等の市民団体、自治会等、地域の様々な取り組みの担い手との連携・協働を強化していきます。市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



平成24年（2012年）3月
小平市長 小林 正則

計画策定の背景

(1) 高齢化の急速な進展

小平市でも高齢化率が20%を越えて、超高齢社会に突入しようとしています。

支援を必要とする高齢者への対応とともに、元気な高齢者の社会参加を促すことにより、活力ある超高齢社会を構築することが急務となっています。

(2) 「地域包括ケア」の必要性

地域全体で高齢者を支える体制づくりが必要です。介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、サービス提供体制や地域ネットワークを継続的に整備していくことが求められています。

(3) 高齢者の生活課題への対応

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守りや支援の充実が大きな課題となっています。また、認知症高齢者の増加や介護をしている家族の負担にどのように対処していくのかも難しい課題です。

(4) 介護保険制度の動向と今後の策定方針

「地域包括ケア」の考えを念頭に置きつつ、介護予防重視型システムや地域密着型サービス、地域支援事業の充実を図った前期までの方針を継承していくことになります。

計画策定の目的

本計画は、安心できる豊かな高齢社会の実現を目指して、上位計画である「小平市地域保健福祉計画」との整合性を図るとともに、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、策定するものです。

計画の位置づけ

- ・高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。
- ・本計画は、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に進めるため、両者を一体として策定するものであり、平成20年度からの10年間を計画期間とする小平市地域保健福祉計画の高齢者分野として位置づけられるものです。



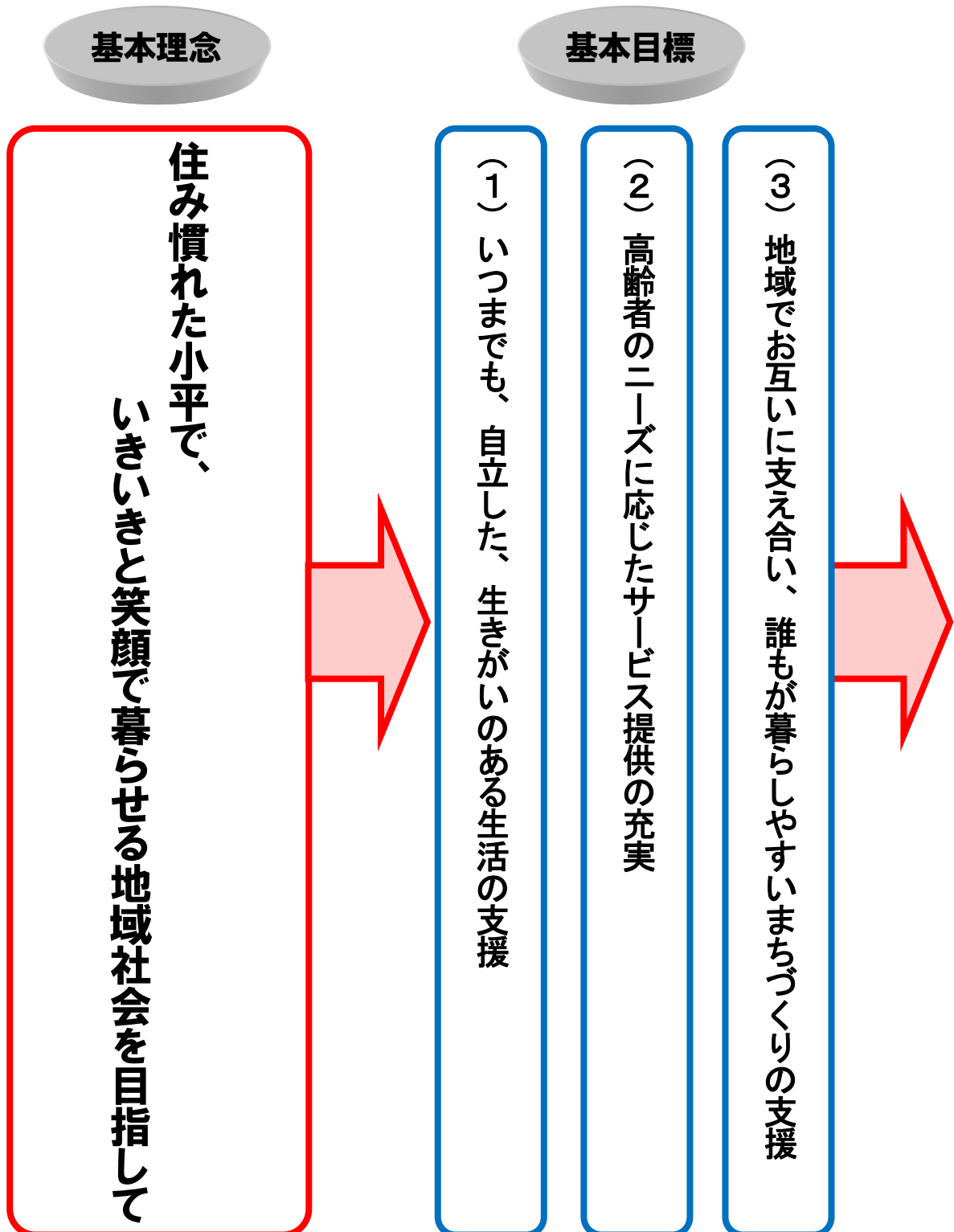
計画の期間

- ・本計画の対象期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。平成26年度に見直しを行い、新たな計画を策定することとします。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
前期計画 (平成21～23年度)			今期計画 (平成24～26年度)			次期計画 (平成27～29年度)		

計画の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護保険施策を体系的に推進していきます。



施策の柱

施策

1. 生きがい活動と
社会参加の促進

- (1) 社会活動への支援
- (2) 学習・余暇への支援
- (3) 働く機会の確保
- (4) 地域との交流

2. 暮らしを支える
サービスの推進

- (1) 相談体制の推進
- (2) 広報活動の推進
- (3) 生活環境の整備
- (4) 住環境の整備
- (5) 福祉のまちづくりの推進
- (6) 権利擁護システムと **重点施策**
サービスの質の向上

3. 健康づくりの推進

- (1) 保健サービスの推進
- (2) 医療との連携の推進

4. 思いやりのある
地域づくりの
推進

- (1) 見守り体制の充実 **重点施策**
- (2) ボランティア活動の育成・支援
- (3) 福祉人材の育成・支援

5. 介護保険事業計画の推進

- 1. 介護保険事業計画の基本的な考え方
- 2. 地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組み
 - (1) 地域包括支援センターの機能強化
 - (2) 医療と介護の連携強化
 - (3) 認知症対策の充実
 - (4) 介護をしている家族への支援の充実
 - (5) 地域密着型サービスの充実
- 3. 介護保険事業の見込量推計
- 4. 地域支援事業 **重点施策**
- 5. 介護保険料
- 6. 介護保険サービスの円滑な推進



高齢者保健福祉計画の推進

1. 生きがい活動と社会参加の促進

高齢化が進行する一方で、現役時代と変わらずに元気に暮らしている高齢者も多くなっています。このような高齢者に積極的に社会活動に参加してもらうことで、できるだけ長く、健康で生きがいのある人生を送ってもらうとともに、地域の一員として、社会的な役割を果たしてもらうように支援を行っていきます。

(1) 社会活動への支援

高齢者が積極的に社会活動に参加できるように、高齢クラブなどへの支援を図るとともに、活動場所の提供などを行っていきます。

- ① 高齢クラブへの助成
- ② 高齢者福祉大会（社会福祉協議会共催）
- ③ 福祉会館（老人福祉センター）運営
- ④ 高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）運営
- ⑤ 東京都シルバーパスの発行

(2) 学習・余暇への支援

高齢者が積極的に生きがいづくりや学習活動などに参加できるように、活動の場の提供とともに、生涯学習に関する情報提供もしていきます。

- ① 高齢者学級（シルバー大学）
- ② 療育音楽教室



(3) 働く機会の確保

就労を希望する方が、高齢になっても働き続けられるように、シルバー人材センターなど様々な就労機会の確保に努めるとともに、職業相談を通じて、高齢者の適性にあった就労の場の確保に向けた支援を行っていきます。

- ① シルバー人材センター運営補助
- ② こだいら就職情報室

(4) 地域との交流

高齢者が地域で人とのつながりを持てるように、多様な世代との交流の機会を提供していきます。また、地域における交流の場について、様々な地域活動とともに研究していきます。

- ① ほのぼのひろば
- ② 高齢者交流室運営事業
- ③ 福祉バザー

2. 暮らしを支えるサービスの推進

高齢になっても、住み慣れたまちで安心して生活できるように、暮らしやすいまちづくりを推進していきます。相談体制の推進や、生活環境の整備、権利擁護に関する取り組みなどを通じて、様々な角度から高齢者の生活を支援していきます。

(1) 相談体制の推進

高齢者が抱える生活課題の解決を支援するために、様々な窓口を通じた相談体制を整備し、困ったときに気軽に相談ができるように配慮するとともに、課題解決につながる仕組みづくりを図っていきます。

(2) 広報活動の推進

高齢者が生活に必要な情報を得て、それを有効に活用できるように、広報誌等を通じた広報活動を推進していきます。

- ① 高齢者のしおり
- ② 社会福祉協議会の活動に関する広報の充実

(3) 生活環境の整備

高齢者の生活を支えるために、訪問給食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などを通じて、安心して暮らせる生活環境を整備していきます。

- ① 高齢者訪問給食サービス事業
- ② 高齢者生活支援ヘルパー事業
- ③ 家事援助・介護・移送サービス
- ④ 訪問理・美容サービス事業
- ⑤ ねたきり高齢者おむつ支給等事業
- ⑥ 共通入浴券交付事業

(4) 住環境の整備

緊急通報システム、火災安全システムの設置支援、住宅のバリアフリー化、高齢者住宅の運営を行うことなどにより、安心して暮らすことができる住環境の整備を図っていきます。

- ① 高齢者緊急通報システム事業
- ② 高齢者火災安全システム事業
- ③ 高齢者自立支援住宅改修給付事業
- ④ 高齢者自立支援日常生活用具給付事業
- ⑤ 高齢者住宅（シルバーピア）の運営
- ⑥ サービス付き高齢者向け住宅などの周知

(5) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自由に外出して社会参加できるように、福祉のまちづくりの推進によるバリアフリー化を図るとともに、福祉有償運送事業を実施している運送者に対する支援など、移動制約のある高齢者への移動支援を推進していきます。

- ① 福祉のまちづくりの推進によるバリアフリー化
- ② 福祉有償運送運営協議会運営事業

(6) 権利擁護システムとサービスの質の向上 **重点施策**

高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用を促進するとともに、虐待防止対策を充実を図っていきます。

- ① 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ② 成年後見制度 **【重点事業】**
- ③ 高齢者虐待の早期発見・防止
- ④ 高齢者緊急一時保護事業
- ⑤ 福祉サービス第三者評価受審費補助

3. 健康づくりの推進

高齢者が生きがいのある充実した生活を送るためには、健康が何よりの柱となります。保健サービスや医療の充実を通じて、高齢者ができるだけ長く元気で暮らせるように、また病気や障がいがあっても安心して生活できるように支援していきます。

(1) 保健サービスの推進

健康教育や健康相談を通じて、高齢者の自発的な健康づくりを支援していくとともに、各種検診や予防接種などを実施して、高齢者の健康を守っていきます。

- ① 健康教育
- ② 健康相談
- ③ 健康診査
- ④ がん検診
- ⑤ 成人歯科健康診査
- ⑥ 高齢者インフルエンザ予防接種
- ⑦ 肺炎球菌ワクチン予防接種
- ⑧ 健康手帳の交付
- ⑨ 地域健康づくり推進員

(2) 医療との連携の推進

医療制度の健全な運営を図るとともに、高齢者のための医療と介護の連携の充実を図っていきます。

- ① 後期高齢者医療制度
- ② 高齢受給者証
- ③ 歯科医療連携推進事業
- ④ 介護・医療連携推進事業

4. 思いやりのある地域づくりの推進

高齢者を支えていくためには、介護保険などの公的な支援だけでは限界があり、地域の様々な担い手の力を活用していくことが不可欠となります。ボランティア活動の育成や地域の見守り力の向上を通じて、高齢者が地域で人とのつながりを持ち、必要な支援を受けられるようにしていきます。

(1) 見守り体制の充実 **重点施策**

前期計画における「見守り関連事業の再構築の検討」を踏まえて、地域のネットワーク化を図るとともに、高齢者訪問給食サービス事業、高齢者緊急通報システム、おはようふれあい訪問、ほのぼのひろばなどの見守りに関する既存の在宅サービスと組み合わせていくことにより、高齢者の孤立を防ぎ、必要な方に必要な支援が行き届くように、様々な担い手と方法による見守りを実施する体制を整備していきます。

- ① 介護予防見守りボランティア事業 **【重点事業】**
- ② 高齢者見守り事業
- ③ 民生委員児童委員活動
- ④ 災害時要援護者避難支援体制の整備事業
- ⑤ その他の事業

(2) ボランティア活動の育成・支援

高齢者のためのボランティアの育成、ボランティア活動への支援を行うとともに、高齢者自身のボランティア活動への参加も促進していきます。

- ① ボランティア活動推進事業
- ② 介護予防見守りボランティア事業 **【再掲】**



(3) 福祉人材の育成・支援

研修や講座を通じて、福祉専門職員の資質の向上を図るとともに、市民の福祉や認知症などに対する理解促進を図っていきます。

- ① 地域で専門的に活動している人に対する育成・支援
- ② その他の対象者に向けた育成・支援
- ③ 市役所職員に対する研修

介護保険事業計画の推進

基本方針

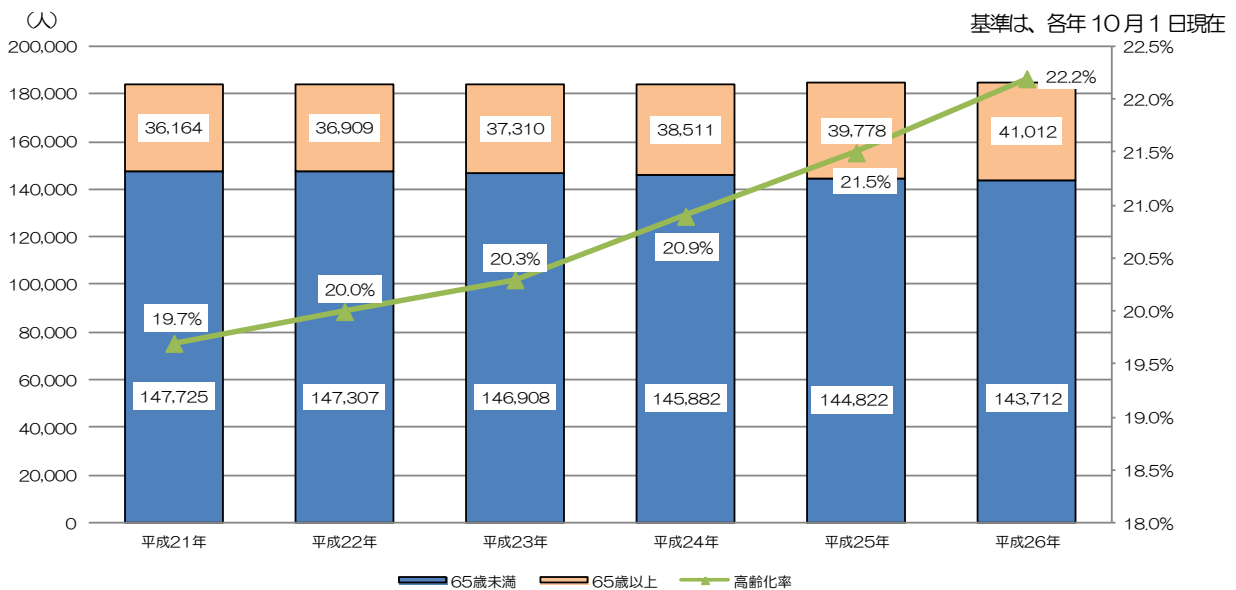
平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画では、団塊の世代の方が高齢者の仲間入りをする事から、高齢化に拍車がかかるとともに、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症の高齢者や医療的ケアを必要とする要介護者も増加するといった課題が見えてきています。

こうした課題に対し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を営めるようにするために、介護保険の対応だけではなく、予防、医療、生活支援サービス、住まいも切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進める必要があります。

具体的には、以下の5点が挙げられており、第5期介護保険事業計画では、関係部署・機関等と連携し、これらの取り組みを進めていきます。

- ① **介護サービスの充実強化**
- ② **介護予防の推進**
- ③ **医療と介護の連携強化**
- ④ **見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保と権利擁護関連の支援の拡充**
- ⑤ **高齢期になっても住み続けることのできるよう高齢者の居住に係る施策との連携**

小平市の人口と高齢化率の推移・推計

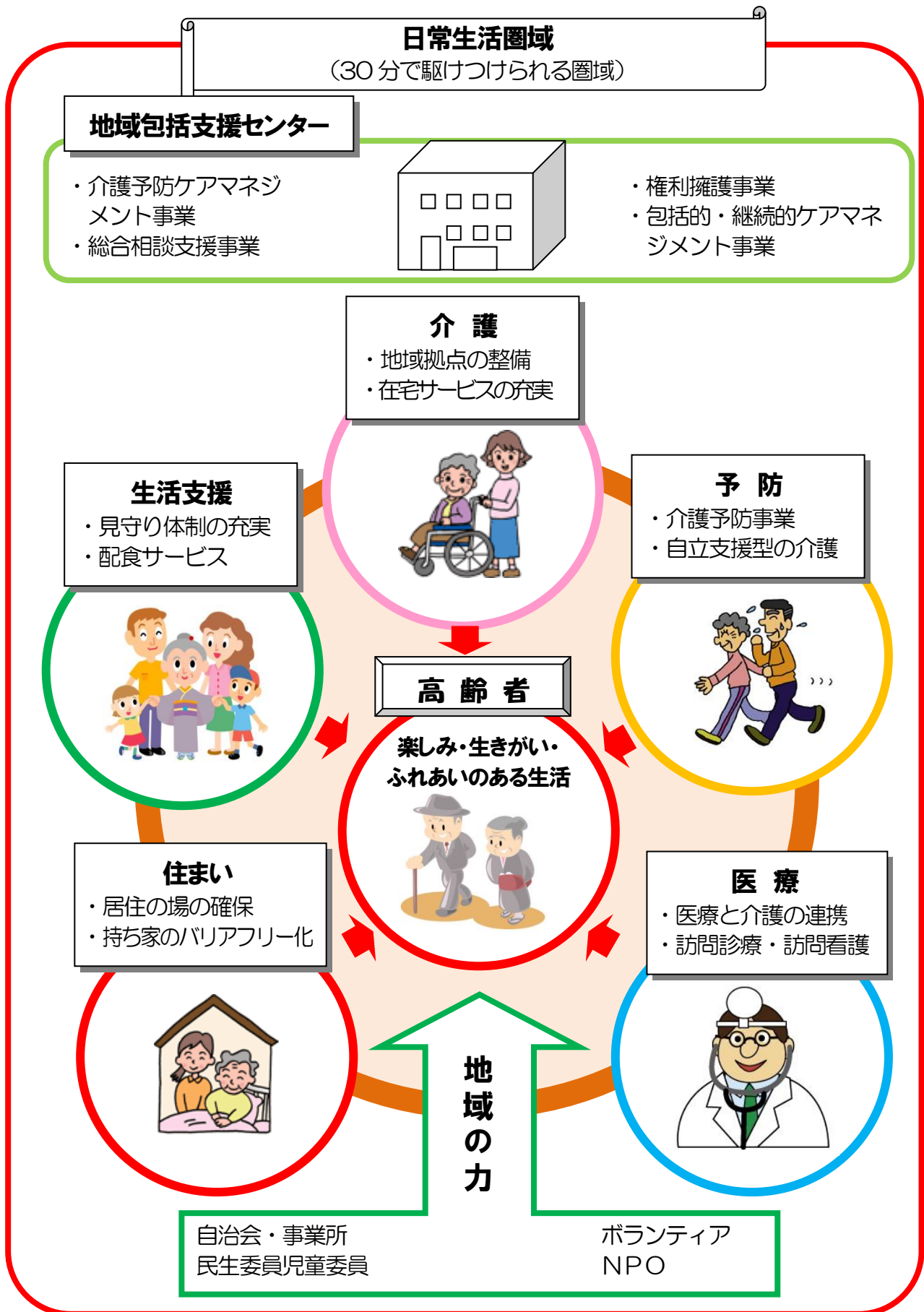


要介護等認定者数の推計

基準は、各年10月1日現在 単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	719	919	1,148	1,116	810	887	740	6,339
平成25年度	750	979	1,220	1,170	833	925	775	6,652
平成26年度	780	1,038	1,292	1,231	853	969	812	6,975

地域包括ケアシステム イメージ図



地域包括ケアシステム構築に向けての取り組み

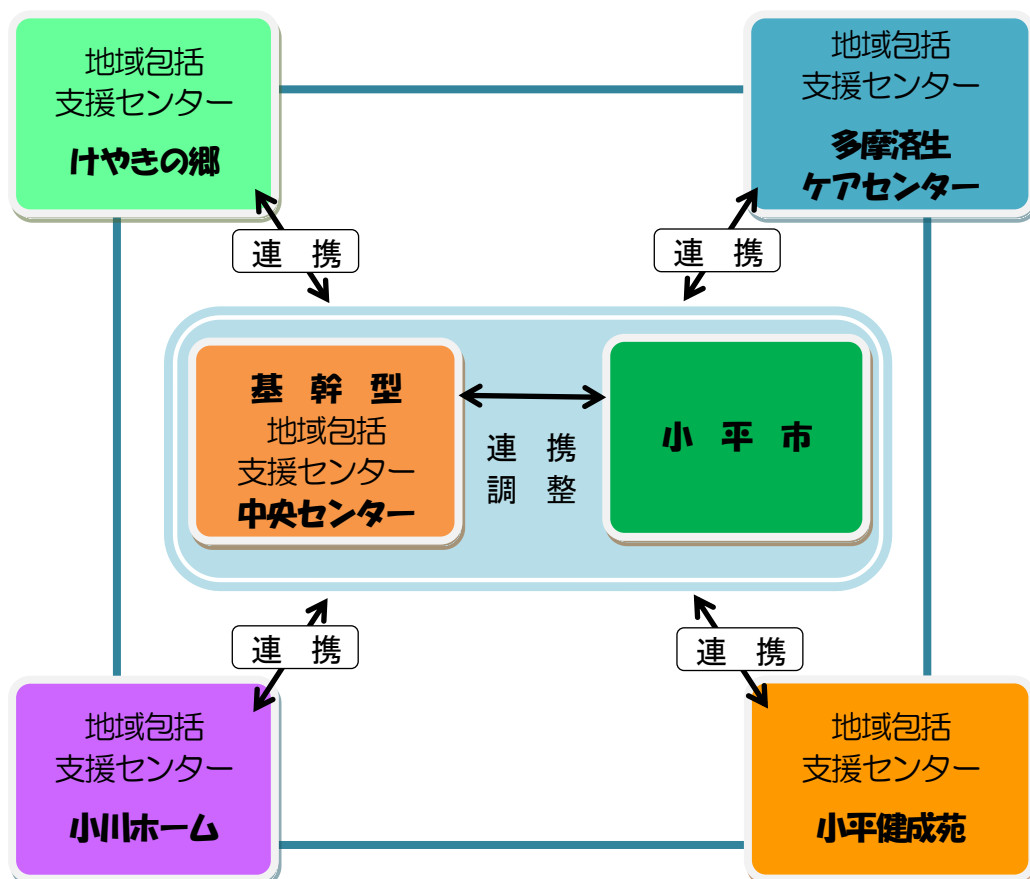
地域包括ケアシステムの構築を目指すため、第5期介護保険事業計画では、地域包括支援センターの機能強化、医療と介護の連携強化、認知症対策の充実、介護をしている家族への支援の充実、地域密着型サービスの充実に重点的に取り組んでいきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築する上での中核として位置づけられ、これまで、担当している圏域の高齢者に対する介護等に関する相談、高齢者虐待・権利擁護への対応、ケアマネジャーに対する助言・指導、二次予防事業対象者や要支援認定者に対する介護予防に関するケアマネジメントを行ってきました。

これらの機能を強化するため、基幹型地域包括支援センターを設置し、各地域包括支援センターの活動に対する支援及び指導、各地域包括支援センターからの情報を元に地域における課題の集約、ケアマネジャーの研修等を行います。また、各地域包括支援センターは、各日常生活圏域に存在する社会資源の活用や発掘を行い、地域の連携を強化します。

これらの取組みを行うことにより、今まで以上に地域に目を配ることができ、高齢者の見守りや生活支援サービス等のさらなる充実を図っていくことができます。



なお、基幹型地域包括支援センターの設置後は基幹型地域包括支援センター自らも圏域を持つこととなるため、従来の4圏域から5圏域での体制となります。

(2)医療と介護の連携強化

在宅医療連携窓口やケアマネジャー等への研修の充実を図ることにより、医療と介護の連携を強化し、病院から在宅医療への円滑な移行や安定した在宅療養の継続を支援していきます。

(3)認知症対策の充実

高齢化の進展に伴い認知症の高齢者の増加が予想されることから、認知症対策を強化していきます。認知症予防の普及啓発事業、認知症の早期発見・早期受診の推進に向けた取り組み、地域の方々に認知症への理解を深めていただくための認知症サポーター養成講座等を行っていきます。

(4)介護をしている家族への支援の充実

認知症や寝たきりの高齢者を介護する家族の負担は重く、介護をしている家族への支援の充実が喫緊の課題となっています。介護をしている家族同士の交流を図ることや、緊急時でも利用できるように短期入所生活介護などの介護保険サービスの充実を図っていきます。

(5)地域密着型サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、在宅でも安心して生活が続けられるように、地域密着型サービスの充実を図っていきます。

第5期計画では、第4期計画に引き続きこれまで進められてきた施設整備の補完を図るとともに、事業所の質の向上にも力を入れていきます。

また、医療的ケアを必要とする在宅要介護者の支援として、第5期計画で新たに創設された、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスについては、事業者の参入状況や地域におけるニーズ等を見極めながら、実施に向けて検討します。

地域密着型サービスの整備計画

サービス種類	第4期計画 までの実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設	1か所	0か所	0か所	1か所
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	8か所	1か所 18人	0か所	2か所 36人
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	7か所	0か所	1か所	2か所
小規模多機能型居宅介護	5か所	1か所	0か所	2か所
夜間対応型訪問介護	1か所	0か所	0か所	0か所

地域支援事業 **重点施策**

地域支援事業では、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になっても、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

今後の小平市における高齢者人口の増加とそれに伴う認定者数の増加が見込まれる中で、介護予防や総合的な支援を行う地域包括支援センターのさらなる機能強化を図っていく必要があります。

地域支援事業は、(1)介護予防事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業に区分して実施します。

(1) 介護予防事業

① 二次予防事業施策

介護予防が必要とされる二次予防事業の対象者に、通所または訪問により、介護予防のための事業を実施します。

- i) 二次予防事業の対象者把握事業
- ii) 通所型介護予防事業
- iii) 訪問型介護予防事業

② 一次予防事業施策

全ての第1号被保険者を対象とした、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を行います。

- i) 介護予防普及啓発事業
- ii) 認知症予防事業
- iii) 介護予防見守りボランティア事業 **【重点事業】**

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者や二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業として地域支援事業の枠組みの中に創設されました。

事業の実施にあたっては、地域の実情に応じたサービスの内容・費用・利用者負担・サービス提供事業者の指定等について、市町村が決定することになります。

第5期計画期間中においては、国の動向等を注視しながら事業実施の可否について検討を行うこととします。



(2) 包括的支援事業 【重点事業】

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等に移行することを予防するため、対象者が自らの選択に基づき介護予防に取り組めるよう援助します。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握するために、地域における関係者や関係機関とのネットワークを構築します。また、本人、家族、地域住民、地域からの相談を受け、相談内容に即したサービスや情報の提供、関係機関への紹介等を行います。

③ 権利擁護事業

権利擁護の観点から、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が十分でない方を保護するため、成年後見制度利用等の支援を行ないます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーが、多様な生活課題を抱えている高齢者の地域生活を支えるために、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように環境整備を行い、さらに、困難な状況に対して小平市、地域包括支援センター、民生委員児童委員や医療機関等などの地域の関係者による地域ケア会議を開催して適切な支援を連携して行います。

⑤ 基幹型地域包括支援センターの設置

高齢者人口の継続的な増加、相談件数の増加に伴い、高齢者に関する相談は、年々複雑化し、緊急性や困難性を伴うケースに対して、より専門的な判断や知識・経験の蓄積が必要となっています。こうした変化への対応力を向上させるために、基幹型地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの機能とセンター間の連携強化を図ります。平成24年7月からの開設を予定します。

(3) 任意事業

① 介護給付費適正化事業

介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知し、確認してもらうことで一層の適正化を図ります。また、介護報酬請求の過誤や不正の防止のため介護サービス事業所を対象に集団指導や実地指導を実施します。

② 家族介護支援事業

- i) 家族介護教室
- ii) 徘徊高齢者家族支援事業

③ その他事業

- i) 介護相談員派遣等事業
- ii) ケアプラン指導研修事業
- iii) 居宅介護支援事業者等助成事業

小平市の日常生活圏域と地域包括支援センター

西圏域

柴町1～3丁目、中島町、小川町1丁目、たかの台、津田町1丁目、上水新町1～3丁目、上水本町1丁目

小平市地域包括支援センター
けやきの郷

住所▶小平市小川町1-485
(介護老人保健施設けやきの郷内)
電話▶042-349-2321

中央西圏域

小川西町1～5丁目、小川東町1～5丁目、津田町2～3丁目、学橋西町1～3丁目、上水本町2～6丁目

小平市地域包括支援センター
小川ホーム

住所▶小平市小川西町2-35-2
(特別高齢老人ホーム小川ホーム内)
電話▶042-347-6033

中央圏域

美園町1～3丁目、大沼町1～2丁目、仲町、学園東町2～3丁目、学園東町、喜平町1～3丁目、上水南町1～4丁目

小平市地域包括支援センター
中央センター

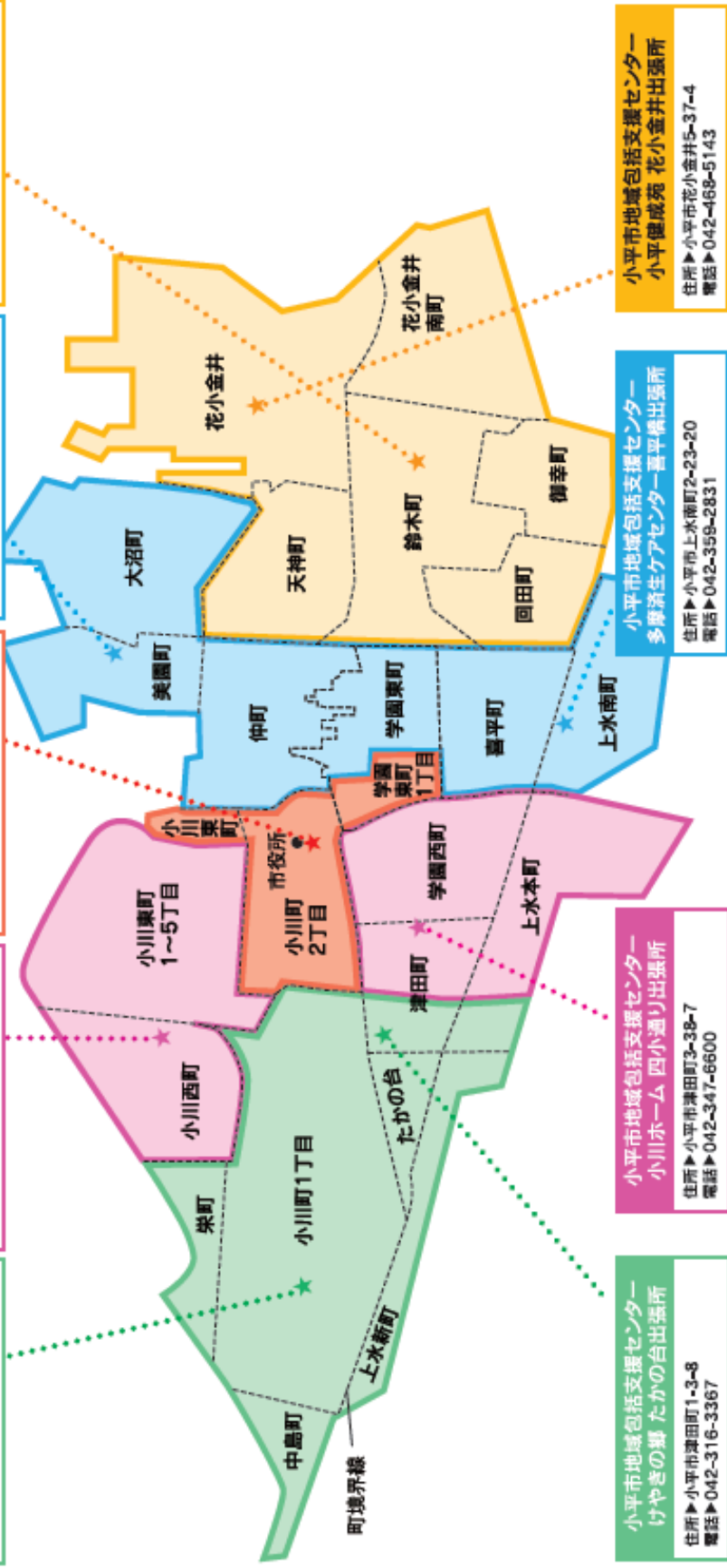
住所▶小平市小川町2-1333
(健康福祉センター内)
電話▶042-345-0691

中央東圏域

花小金井1～6丁目、天神町1～2丁目、鈴木町1～2丁目、花小金井南町1～3丁目、回田町、御幸町

小平市地域包括支援センター
小平健康苑

住所▶小平市鈴木町2-230-3
(特別高齢老人ホーム小平健康苑内)
電話▶042-451-8813



小平市地域包括支援センター
けやきの郷 たかの台出張所

住所▶小平市津田町1-3-8
電話▶042-316-3367

小平市地域包括支援センター
小川ホーム 四通り出張所

住所▶小平市津田町3-38-7
電話▶042-347-6600

小平市地域包括支援センター
多摩済生ケアセンター喜平橋出張所

住所▶小平市上水南町2-23-20
電話▶042-359-2831

小平市地域包括支援センター
小平健康苑 花小金井出張所

住所▶小平市花小金井5-37-4
電話▶042-468-5143

※町名の表記は、平成24年4月1日現在のものです

介護サービス利用量の推計

要介護1から要介護5までの方について、平成24年度から平成26年度における各サービス利用量を下表のとおり見込んでいます。

居宅サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	201,478回	210,040回	219,242回
訪問入浴介護	7,885回	8,254回	8,651回
訪問看護	28,616回	30,315回	32,117回
訪問リハビリテーション	15,479日	16,825日	18,256日
居宅療養管理指導（月平均）	637人	676人	717人
通所介護	123,831回	130,172回	137,018回
通所リハビリテーション	25,057回	26,103回	27,201回
短期入所生活介護	25,427日	26,670日	28,013日
短期入所療養介護	2,865日	2,994日	3,132日
特定施設入居者生活介護（月平均）	317人	341人	364人
福祉用具貸与	16,665人	17,592人	18,580人
特定福祉用具販売	543人	567人	593人
住宅改修	348人	364人	381人
居宅介護支援（月平均）	2,297人	2,405人	2,522人

地域密着型サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設（月平均）	25人	29人	49人
認知症対応型共同生活介護（月平均）	122人	153人	175人
認知症対応型通所介護	1,794人	1,871人	1,954人
小規模多機能型居宅介護	850人	1,233人	1,615人
夜間対応型訪問介護	599人	629人	660人

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスについては、第5期期間中は事業者の参入状況やサービスの必要性、利用者の意向を見極めながら実施に向けて検討します。

施設サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設（月平均）	632人	637人	630人
介護老人保健施設（月平均）	441人	453人	465人
介護療養型医療施設（月平均）	100人	103人	106人

介護予防サービス利用量の推計

要支援1から要支援2までの方について、平成24年度から平成26年度における各サービス利用量を下表のとおり見込んでいます。

介護予防居宅サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	7,035人	7,433人	7,821人
介護予防訪問入浴介護	162回	181回	201回
介護予防訪問看護	1,851回	1,983回	2,142回
介護予防訪問リハビリテーション	2,332日	2,659日	2,981日
介護予防居宅療養管理指導（月平均）	35人	36人	37人
介護予防通所介護	4,109人	4,336人	4,551人
介護予防通所リハビリテーション	585人	618人	649人
介護予防短期入所生活介護	572日	614日	656日
介護予防短期入所療養介護	17日	19日	20日
介護予防特定施設入居者生活介護（月平均）	30人	29人	29人
介護予防福祉用具貸与	3,917人	4,300人	4,713人
特定介護予防福祉用具販売	123人	137人	151人
介護予防住宅改修	150人	164人	178人
介護予防支援（月平均）	962人	1,017人	1,071人

介護予防地域密着型サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人
介護予防認知症対応型通所介護	9人	11人	12人
介護予防小規模多機能型居宅介護	6人	6人	7人



第1号被保険者保険料

第1号被保険者の所得段階ごとの保険料は下表のとおりになります。第4期では所得段階を9段階としていましたが、負担能力に応じたよりきめ細やかな対応を図るため、第5期では14段階として設定します。

所得段階	対象者	保険料率 (※)	保険料 年額
第1段階	生活保護の受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者及び、老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税	0.45	25,300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円以下	0.45	25,300円
特例第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円超え120万円以下	0.65	36,600円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第2段階・特例第3段階以外	0.70	39,400円
特例第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円以下	0.90	50,700円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、特例第4段階以外	1.00	56,400円 (基準額)
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満	1.10	62,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	70,500円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満	1.50	84,600円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.64	92,400円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	100,300円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	108,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	116,100円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	124,000円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	131,900円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上	2.48	139,800円

※保険料率 保険料率とは、基準額を1とした場合に、その所得段階区分に属する方の保険料の割合になります。

小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画
(平成24年度～26年度)

概

要

版

発行年月 平成24年3月発行

編集・発行 小平市健康福祉部高齢者福祉課・介護福祉課

住 所 〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地

高齢者福祉課

電 話 042-346-9537

FAX 042-346-9498

電子メール df0012@city.kodaira.lg.jp

介護福祉課

電 話 042-346-9823

FAX 042-346-9498

電子メール kaigo-fks@city.kodaira.lg.jp